

# 「防災・減災まちづくりフォーラム」を開催しました！

- 開催日時：平成26年12月6日（土）
- 開催会場：センターまちや・ムーブホール



## 基調講演 今すぐできる！ 普段からの備え

- 講演：工学院大学建築学部 村上正浩 准教授



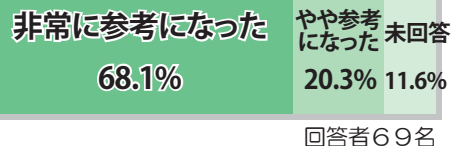
### ○当日のプログラム

1. 区長あいさつ
2. 荒川区の取組み紹介
3. 地震から身を守り、そして地域を守るために（荒川消防署）
4. 基調講演（村上准教授）  
今すぐできる！  
普段からの備え

今回のフォーラムでは、今後起こりうる地震災害にいかにかに備えるかのテーマとして、区の防災まちづくりの取組みのご紹介や、荒川消防署による地震への備えについての講演、村上准教授による基調講演『今すぐできる！ 普段からの備え』、防災まちづくりに関するパネル展示等を行いました。

## 参加者の皆さんからのご意見など

- 映像などは阪神・淡路大震災の悲惨な状況など、忘れていたことを思い出させてくれました。
- 基調講演では様々な視点からの備えと防災力の強化の重要性を学ぶことが出来ました。
- いつ起こるかかわからない災害に対する防災意識を一人でも多くの区民に持ってもらいたいと思います。
- 防災への備えなど、出来ることを出来る所でコツコツとやっていきたいと思いません。
- 基調講演について



## 不燃化豆知識！ 木造耐火建築物って？

一般的に木造の耐火建築物は不可能だと思われる方は多いと思われそうですが、最近では木造でも耐火建築物を作ることが可能になってきています。

木で作った構造部分を石膏ボード等の燃えにくい材料で覆い、階段や外壁、屋根、軒裏に燃えにくい材料を使い、延焼の恐れのある窓、戸、出入口等の開口部に防火戸を使用することによって木造の耐火建築物ができるのです。

木造の建物は、鉄骨造や鉄筋コンクリート造にくらべ、設計の自由度が高く、比較的安価に建築できるほか、耐震性についても有利である等のメリットがあります。



## 荒川五・六丁目地区のまちづくりに関するお問い合わせは

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課  
 防災街づくり第一係（区役所北庁舎2階㊟窓口） 藤井・古山・岩本  
 電話：3802-4335（内線2848） FAX：3802-4104

# あら、かわいい、まちづくり新聞

発行：荒川五・六丁目防災まちづくりの会  
 編集：荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課  
 （協力：株式会社地域計画連合）

題字  
前森英世氏

通巻第61号 平成27年2月

## 荒川五・六丁目防災まちづくりの取組み

### 「防災まちづくりの会」活動報告

荒川五・六丁目地区では、平成19年4月に「荒川五・六丁目防災まちづくりの会」を発足し、防災まちづくりの取組みを進めています。

今年度は、2回の協議会を開催したほか、まちづくり先進事例視察会を実施しました（裏面参照）。

今後も、「安全で安心して住み続けられる災害に強いまち」を目指してまちづくりを進めていきますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



協議会開催の様子  
（平成27年2月10日）

## 防災まちづくりの取組みを紹介しました

荒川五・六丁目地区を含む「町屋・尾久地区」は東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区に指定され、「燃えないまちづくり」を進めています。

その取り組みの一環として、不燃化特区における取組みを広く皆様にPRするため、荒川五・六丁目地区の各町会役員会の場をお借りし、取組みの概要および助成制度の説明を行いました。

### 各町会訪問の実施状況



荒川区作成のDVD映像を用いて、密集事業や不燃化特区制度をわかりやすく説明しています。

実施町会	開催日	実施概要
1 荒川六丁目南町会	11月25日	町会事務所 16名
2 荒川五丁目北町会	11月29日	花の木ハイム 25名
3 荒川富地町会	12月11日	子ども家庭支援センター 24名
4 荒川親交会	12月11日	町会会館 21名
5 荒川六丁目新地町会	12月15日	町会事務所 14名
6 荒川五丁目銀成町会	12月24日	町会会館 19名
7 荒川六丁目西町会	2月16日	町会会館 17名

# まちづくり先進事例視察会を実施しました

荒川五・六丁目地区防災まちづくりの会では、昨年10月25日（土）、当地区と同じく木造住宅が密集する地域である、練馬区江古田北部地区におけるまちづくりの取組みを視察しました。

住環境の改善手法の一つである共同建替えの事例では、実際に住戸内を見学し、建替えに携わった地権者・居住者との意見交換を行いました。また、地区内でまちあるきを行い、狭あい道路の拡幅整備箇所、整備された公園を見学し、今後のまちづくりのあり方について考えるきっかけとなりました。

## 【視察会の概要】

開催日時：平成26年10月25日（土）12:30～17:00

視察先：練馬区江古田北部地区

視察内容：①共同建替え事例見学（スノーベルえごた住戸見学）

②概要説明・意見交換会（小竹地域集会所）

③まちづくり実績等視察（拡幅整備箇所・公園見学）

## 【視察会の様子】



共同建替え事例と、拡幅された前面道路



屋上で住民の方の説明を受けた後、住戸内も見学しました



従前居住者住宅と、拡幅された前面道路



拡幅がほぼ完了した道路（幅員9m）



## 参加された方の感想

- 共同建替え事例について
  - ・条件が整えばとてもよい手法だと思う
  - ・地権者にとって助成金を含めたメリットを考える必要がある
  - ・合意をとりつけたことに感心する
- まちづくりについて
  - ・道路拡幅がかなり実現していることに感心した
  - ・地域に即した取り組みを期待したい
  - ・荒川五・六丁目も負けないまちづくりをしたい

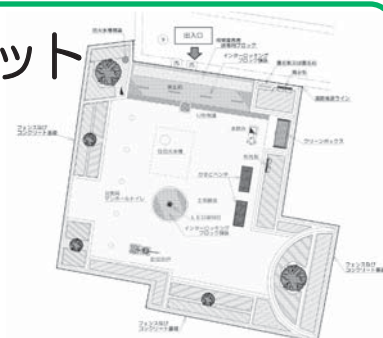
## TOPICS



# 荒川五丁目北グリーンスポットを工事中です！

荒川区では現在、荒川五丁目51番地に荒川五丁目北グリーンスポット（223㎡）の整備を進めています。

区では100㎡以上の空地で公園・広場等の整備を進めています。ご利用していない土地がありましたらご連絡ください（ただし場所等の条件があります）。



# 区の“空き家”対策のご紹介

人口減少、高齢化等を背景に空き家が全国的に増加傾向にあり、今後、さらに増加していくことが予想されています。また、管理されていない老朽化した空き家が、防犯面、防災面において、地域の問題になる場合もあります。

荒川区では、東京都の不燃化特区の指定を受け、木密地域の不燃化を図る取組みの一環として、危険な老朽建物の除却支援などの取組みを進めています。

## 不燃化特区支援制度を活用した空き家の除却

### ○老朽木造建築物を区が寄付を受け、除却工事を実施します！

老朽木造建築物を除却する場合、建物を区が寄付を受け、除却工事を実施、土地は所有者が自由に活用・売却することができます。



### ○除却後の更地を適正に管理することにより固定資産税等を減免！

さらに、除却後の更地を適正に管理する場合、土地の固定資産税・都市計画税を5年間、8割減免します。



支援制度を利用する際はいずれの場合も条件があります。まずは区へお問い合わせください。

### ○寄附による除却の件数

不燃化特区における件数：**8件**（平成26年度見込み）

## TOPICS



# 住まいの相談会を開催しました

荒川区では荒川五・六丁目地区を含む町屋・尾久地区での「不燃化特区」の取組みの一環として、住まいの建替え等の相談にお応えする「住まいの相談会」を開催しました。また、冒頭では住まいに関する「ミニ講座」を開き、住まいの改修の際に利用できる支援制度等を紹介しました。

区では「住まいの相談会」を来年度も引き続き開催していきます。



住まいの相談の様子

### ○実施日時・会場

★第1回（アクト21）

11月28日（金）午後7時～9時半

11月29日（土）午前9時半～12時

★第2回（センターまちや）

2月6日（金）午後7時～9時半

2月7日（土）午前9時半～12時

### 相談内容の一例

- > 築40年を超える住宅で増築を重ねてきたが、建替え助成制度を活用できないか…
- > 一人暮らしの親と2世帯住宅を考えているが、建替えの手順が分からない…
- > 除却の助成制度を活用して古いアパートを解体したい…等